

緑スキークラブ規約

作成日時 2004年10月01日現在

第1章(名称)

1条 この団体は緑スキークラブと称する

第2条(目的)

2条 この会はスキーを通じ、会員の体位向上と正しいスキー技術の普及、発展に寄与するとともに所属会員の親睦融和を図ることを目的とする

第3章(事業)

3条 会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう

- 1 神奈川県スキー連盟および横浜スキー協会にスキー会を代表して加盟すること
- 2 スキーについて協会その他の機関の諮問に応じ、また意見を提出し、その施策に協力すること
- 3 スキー講習会および技能検定会を開催する
- 4 県が開催するスキー大会その他のスキー大会に役員、選手を選定すること
- 5 機関紙の発行、懇親会の開催等情報の提供および交換をおこなうこと
- 6 上部団体の開催する行事に積極的に参加すること
- 7 上部団体へ役員のパ遣をおこなうこと
- 8 その他会の目的達成に必要な事業を行なうこと

第4条(資産および会計)

4条 会の資産および収入は次の通りとする

- 1 財産目録記載の財産
- 2 資産から生ずる果実
- 3 会員の負担金および加盟金
- 4 事業に伴う収入
- 5 寄附金
- 6 その他収入

5条 クラブの資産は会長が管理し、事業遂行に要する費用は前条2項以下の収入を以って支弁する

6条 前条および前項に規定する収入、支出については会長が担当役員を定めて会計事務を執行させる

7条 会計年度は毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる

8条 クラブの事業計画に伴う収支の予算は役員会で編成し、総会で受けなけれ

ばならない

- 9 条 クラブの収支決算は役員会が事業報告書と共に決算書を作成し、当該年度末の財産目録とともに監事の監査を経て総会に報告して承認を受けなければならない

第5章（所属団体）

10 条 加入 脱退 除名

- 1 加入については会長、役員会が承認する
- 2 脱退については、事前に脱退理由を明記した書面を以って会長に届け出なければならない
- 3 除名については次に該当する行為のあったとみられるときは、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得て除名することが出来る
 - (1) 所属会員として義務違反をしたとき
 - (2) 所属クラブの名誉を著しく毀損したとき

- 11 条 会員負担金は毎年10月31日までに納入し、全日本スキ - 連盟登録規定による登録をしなければならない
負担金については、総会において決定する

第6章（組織）

12 条 クラブの事務執行のため次の部を置く

- 1 総務部
- 2 競技部
- 3 企画部

前項に定めるほか必要に応じて特別な部を設置することが出来る
部を設置したときは、総会にて承認を得る

第7章（役員）

13 条 クラブに次の役員を置く

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名以内 (91.10.21 変更)
- 3 理事長 1名
- 4 副理事長 2名
- 5 理事 若干名
- 6 監査 2名
- 7 顧問

- 14 条 役員は総会において選任される

- 15条 会長はクラブを代表し、会務を統括する
副会長は、会長の補佐し会長に事故があるとき、また欠けたときはその職務を代行する
- 16条 理事長は総会の議決に基づき、業務執行に当り理事会を統括する
- 17条 副理事長は理事長を補佐し、各部の長として分掌する
- 18条 理事は総務（内1名は会計担当）競技・企画を分担し業務を執行する
- 19条 理事は資産・会計ならびに事業の執行状況を監査する
- 20条 役員の任期は2年とする
役員が任期を満了しても、後任が就任するまでは職務を執行しなければならない
- 21条 顧問は副会長以上で、クラブの発展に貢献のあったと認められた者が総会で推薦される

第8章（総会）

- 22条 総会はクラブの最高議決機関である
- 23条 総会の審議事項は次の各号による
 - 1 役員の選出および顧問の推薦
 - 2 事業計画および収支予算の決定
 - 3 事業報告および収支決算の承認
 - 4 会員の負担金
 - 5 規約の制定・改廃
 - 6 加盟・脱退および除名の承認
 - 7 表彰に関する事
 - 8 上部団体への派遣に対する交通費の決定
 - 9 その他議決を必要とする重要事項
- 24条 総会は会長が召集する
- 25条 総会の成立は会員の2分の1以上の出席を以って成立する
やむを得ない理由のため出席できないときは委任状を以って他のものに表決を委任することが出来る
- 26条 総会の議事は出席会員の過半数を以って決定する

第9章 (役員会)

- 27条 役員会はクラブの執行機関である
- 28条 役員会は次の会務を執行する
 - 1 総会の決定事項の執行に関する事
 - 2 規定・細則その他総ての決定事項の周知徹底
 - 3 新規加入・脱退の仮承認
 - 4 上部団体派遣役員の推薦・委嘱
 - 5 欠員役員推薦
 - 6 登録事務
 - 7 通信事務
 - 8 その他規約に明記していない事項
- 29条 役員会は会長、副会長、理事長、副理事長、理事で構成する
- 30条 役員会の召集は理事長が行なう
- 31条 役員会は議事録を作成し、保存する
- 32条 役員会の交通費は負担する

第10章 (規約改正)

- 33条 この規約の改正は総会で議決により規約を定めるほか、クラブの運営に関し必要な事項を規定として定めることが出来る
この規約の改正は出席会員の4分の3以上の同意がなければならない

第11章 (準会員制度)

- 34条 会員の同居の親族および団体加入者は、当クラブの行事に参加時は、会員に準ずる

第12章 (雑則)

- 35条 役員会はこの規約ならびに規定に定めるほかはクラブの業務の執行に関して必要事項細則として定めることが出来る
- 36条 前項の規定により細則を定めた時は、会長は最近の総会で報告しなければならない

付則

- 昭和 63年 10月 1日 制定
- 平成 7年 10月 1日 改定
- 9年 10月 21日 改定

14年10月5日 改定

慶弔規則

本クラブの慶弔金等の贈呈はこの規則による

1 死亡

(1) クラブ役員および名誉役員 供花代 時価
香典 ¥10,000 円

但し配偶者含む、~~1親等以内親族もこれに準ずる~~ (平成14年10月5日改定)

(2) 会員 香典 ¥5,000 円

配偶者含む、~~1親等以内親族もこれに準ずる~~ (平成14年10月5日改定)

2 上部団体行事参加時の怪我の見舞金 ¥3,000 円

但し入院および通院5日以上(保険対象) (平成14年10月5日改定)

3 結婚祝 祝電(時価)および祝金 ¥5,000 円

4 上部団体参加補助金(5名以上の参加) ¥3,000 円

(平成9年10月21日改定)

5 上部団体のクラブ代表者会議参加交通費 ¥1,000 円

6 加盟団体創立記念祝賀会祝い金

以上、金額等の変更については、役員会で協議する